

浜松市いなさ金指農園運営要綱

(趣旨)

第1条 住民のリフレッシュ、農業に対する理解の高揚及び農地の保全を目的として浜松市いなさ金指農園を設置するものとし、その運営に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 市民農園とは、次に掲げる用地及び施設の総体をいう。

- (1) 農業体験、余暇活動等営利を伴わない目的で、継続して行われる農作業の用に供される農地
- (2) 前号に掲げる農地に附帯して設置された施設及び施設用地

(名称及び位置)

市民農園は、浜松市いなさ金指農園(以下「市民農園」という。)といい、浜松市北区引佐町金指777番地、778番地及び822番地の1に置く。

(利用者)

第4条 市民農園を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民農園の利用目的に合致した市内外の個人で市長が適当と認めた者
- (2) 高齢者又は障害者及びこれらの引率者で市長が適当と認めた者

(利用の申出)

第5条 市民農園を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申し出なければならない。
2 前項の申し出は、浜松市いなさ金指農園利用申出書(様式第1号、以下「申出書」という。)により行う。

(貸付の決定)

第6条 市長は、前条の申出書の内容を審査し、貸付が相当であると認められる場合は、利用申出者と浜松市いなさ金指農園契約書(様式第2号)により契約を締結する。

(貸付の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用申し出を受けつけないとともに、利用を中止させ、契約を解除し、利用者に対して市民農園の返還を命ずることができる。

- (1) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市民農園の農地の形状形質を変更するおそれがあると認められるとき。
- (3) 市民農園施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(貸付区画)

第8条 第6条の規定による貸付けの決定を受けた者(以下「利用者」という。)に貸し出す区画は、原則として1区画とする。

(賃借料)

第9条 賃借料は、1㎡当たり年250円とし毎年度6月末までに納入するものとする。

2 賃借料の計算は、百円未満を切り捨て計算するものとする。

(賃借料の減免)

第10条 市長は、特別な理由があると認めるときは、前条第1項で規定する賃借料を減免することができる。

(賃借料の不還付)

第11条 既納の賃借料は、原則として還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により市民農園が利用できなくなったときは、その一部又は全部を還付するものとする。

(貸付期間)

第12条 市民農園の貸付期間は1年とする。ただし、利用者より利用辞退届出書(様式第3号)の提出がない限り5年を上限として更新できるものとする。

2 5年を経過した利用者が引き続き利用を希望するときは、再契約を締結するものとする。

(転貸借の禁止)

第13条 利用者は、市民農園を転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、市民農園の利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用を中止されたときは、直ちに利用した農地、施設等を原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者が故意又は重大な過失により施設等に損害を与えたときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(免責)

第 1 6 条 市民農園内における利用者相互間の事故について、市はその責めを負わない。

(委任)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、要領で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 日から実施する。

(編入に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、引佐町市民農園に関する条例（平成 1 2 年引佐町条例第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。